

馬を輸入する時の馬伝染性貧血検査の経費が一部助成されます。

馬伝染性貧血の国内での清浄化が達成されたため、今年度から本病の法律に基づく検査は廃止され、輸入馬等を対象としたサーベイランスに移行しました。（平成30年3月発行 家畜衛生情報No30-3）

このサーベイランスでは、馬を輸入する際の着地検疫期間中に馬の所有者が自主的に本病の検査を受けることとされています。

そこで、府内における本病の清浄性を維持するとともに、所有者の負担を軽減するため、（公社）京都府家畜畜産物衛生指導協会が検査費用の一部を助成します。

助成を希望される場合の手続きは、当所へお問い合わせください。

本病を疑う事例を発見したときは、速やかに当所あてご連絡ください。



○助成の要件

次の要件を満たすことが必要です。

- ①平成30年以降に輸入された馬であること
- ②平成30年4月以降に受ける検査であること
- ③輸入後、原則として少なくとも1か月の間隔をあけ、着地検疫期間中に実施された検査であること

○助成額

民間検査機関に支払った検査料で、1頭あたり5,000円を上限とします。

○検査依頼先

一般財団法人 生物科学安全研究所
神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11
TEL 042-762-2775 FAX 042-762-7979

京都府山城家畜保健衛生所（（公社）京都府家畜畜産物衛生指導協会山城支部）

京都府城陽市寺田北山田31の47

TEL: 0774-52-2040（夜間・閉庁日転送）

FAX: 0774-52-2030